

人権擁護委員は あなたの街の相談パートナー

人間関係や近所付き合いなどで悩み、困っているけれど、誰に相談したらいいかわからない。そんなときは人権擁護委員にご相談ください。

問合せ 熊本地方務局八代支局 市人権政策課 ☎32-2654 ☎30-1711



6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年同日を「人権擁護委員の日」としています。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法に基づき人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をボランティアで行っています。

問題解決にあたっては、関係者の秘密は厳守されます。現在、全国で約1万4千人が、市内では21人が活動しています。

どんな人が人権擁護委員になるの

地域で各種ボランティア活動をしている人や元公務員の人などさまざまな経歴の人がいます。

まず、市町村長が委員にふさわしい候補者を選び、議会の意見を聞いたうえで、法務局へ推薦。その後、法務局が弁護士会などに意見を求めて検討し、法務大臣が委嘱することになっています。



人権擁護委員 H28.4.1現在

氏名	住所
菊川 保之	松崎町
佐藤 タ工	日奈久塩南町
寺田 公子	古閑中町
長廣 嘉代子	築添町
家田 富造	郡築八番町
橋口 邦憲	宮地町
福島 ヒサ子	松江町
山内 郁子	長田町
若水 俊男	植柳上町
水野 潤一郎	高植本町
萼 珠美	坂本町坂本
宮崎 広美	坂本町西部
伊藤 公明	千丁町吉王丸
上田 護	千丁町古閑出
河崎 祥子	鏡町下有佐
廣松 泰子	鏡町貝洲
村崎 公生	鏡町鏡村
太江田 久子	東陽町南
吉田 和人	東陽町南
上田 優子	泉町下岳
竹村 博文	泉町栗木

※任期の関係で変更する場合あり

<人権・心配ごと相談所>

とき	毎月第1金曜日 午前10時～午後3時
ところ	市役所1階市民相談室
相談員	人権擁護委員

<常設人権相談所>

とき	毎週月・水・金曜日 午前9時～午後4時
ところ	熊本地方務局八代支局2階
相談員	人権擁護委員、法務局職員

<特設人権相談所>

日付・場所	6/ 1(水) 市役所・各支所
	10/ 5(水) 鏡支所会議室
	10/19(水) 坂本支所会議室
	11/ 2(水) 泉支所会議室
	12/ 8(水) 市役所5階会議室
	1/13(金) 千丁支所会議室
	1/18(水) 市定住センター(東陽)
	時間 午前10時～午後3時
相談員	人権擁護委員

どんなことを相談できるの

- ・高齢者への虐待
- ・近隣とのトラブル
- ・学校や職場でのいじめ
- ・相続問題
- ・女性や外国人に対する差別
- ・インターネットでの誹謗中傷
- など、多岐にわたる相談を受けています。



主な活動内容

●人権相談

①常設・特設相談

近隣とのトラブルやセクハラ、児童虐待・DVなどの相談に応じます。常設相談所では、面接や電話による相談を行い、市役所本庁や公共施設などで開設する

特設の相談所では、面接による相談を行っています。

②「子どもの人権SOSミニレター」

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、届いた手紙に対する返事を送付したり、緊急の場合には関係機関と連絡を取って対応しています。

●人権侵害による被害者の救済

被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、法務局の職員と協力して人権侵害事件の調査・救済に当たります。また、当事者の主張などを調整して、円満な解決を図ることも行います。

●人権啓発活動

①人権の花運動

小学生などを対象に花の種子や球根などを配布し、協力して草花を育てることで「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」など、人権尊重思想を育み、情操を豊かなものにしていきます。



②人権教室

小・中学校や幼稚園などを訪れ、手作り紙芝居や人形劇などを通して、相手を思いやる優しい気持ちを育てています。

③全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が日常生活で得た体験を作文にすることで、豊かな人権感覚を身に付けられるようにしています。

④施設訪問活動

社会福祉施設などに出向き、啓発劇などを行うとともに、人権相談などに応じています。